

医療費の返還が発生しています

～被扶養者資格継続調査から～

本年7月に実施した被扶養者資格継続調査の結果、就職による被扶養者の取消手続きの漏れや、給与収入の増加等により遡って取消となる場合が多く見受けられました。取消の手続きが行われないまま被扶養者が医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費等を返還することになりますので、**被扶養者の異動や収入の増加により取消事由が生じた場合は、速やかに取消の手続きをお願いします。**

なお、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者がいる場合は、来年の継続調査で使用するためワクチン接種業務終了後、忘れずに新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書に事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から証明を受け、大切に保管をお願いします。

◆収入基準額

区分	基準額
60歳以上の方で公的年金を受給している方 障害年金を受給している方	年額180万円未満 月額150,000円未満
60歳未満で障害年金以外の公的年金(遺族年金等)を受給している方 公的年金を受給していない方	年額130万円未満 月額108,334円未満 日額3,612円未満

- アルバイトやパート等の給与収入は、年額だけではなく月額でも判断します。
- 雇用保険、傷病手当金等は、日額により判断します。

◆取消になる要件(例)

区分	要件を欠くに至った日
就職したとき	就職した日 新たに就職し、パートや試用期間等で社会保険の適用がない場合でも、収入基準額以上の収入が恒常的に見込まれる場合は就職した日から取消となります。
給与収入が3か月連続して収入基準額以上となった場合 給与収入が4か月のうち、3か月が収入基準額以上で、その4か月を平均した額が収入基準額以上となった場合 年間収入が収入基準額以上となった場合 ● 給与収入は諸経費控除前の額をいい、通勤手当等も含まれます。 ● 賞与等は支給対象月に振り分けてその月の給与と合算します。	恒常的収入が収入基準額を超えることとなった日
年金受給開始または年金改定により収入基準額以上となった場合 ● 遺族年金・障害年金は、所得税法上では非課税ですが、扶養認定においては恒常的な収入とみなします。	当該年金等に係る裁定通知書または改定通知書の通知日
雇用保険等の給付日額が収入基準額以上となった場合	受給開始日
事業収入が収入基準額以上となった場合	収入基準額を超えた年の1月1日 (事業開始年度の場合は、事業開始日)

被扶養者資格継続調査においては、過去の期間における書類[※]の提出が必要となる場合がありますので、大切に保管をお願いします。

※ 給与明細書、源泉徴収票、雇用関係書類、退職したことがわかるもの、年金裁定・改定・支給通知書、確定申告書、収支内訳書、送金の確認ができる書類など